

13. 受検票送付

受検票は、令和5年10月23日(月)に本財団から発送いたします。

- 注1 10月30日(月)を過ぎても届かない場合は、11月2日(木)までに本財団にご連絡ください。
試験終了後に問い合わせても、受検は欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- 注2 受検票を受け取ったら、試験日時、試験会場及び受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。
紛失した場合は、事前に本財団までご連絡ください。再発行してお送りします。
- 注3 受検票は、試験終了後も大切に保管してください。
- 注4 受検地等の変更の場合は、P28を参照して、最終ページの申請書により手続きをしてください。(受検地変更届は試験日の10日前(必着)までに、提出してください。)なお、受検地変更の受け入れには定員があります。受入定員に達した場合は、変更をお受けできませんので、ご了承ください。
- 注5 受検票の発送日は、事情により前後することがあります。

14. 試験の日時・試験地・試験の内容

(1) 試験日 令和5年11月12日(日)

(2) 試験の時間割

入室時刻	14:00まで
試験問題配付説明	14:00～14:15
第二次検定試験時間	14:15～16:15

- 注1 受検票等忘失者は会場受付にて再発行手続きをおこなってください。
13:30より受け付けます。
- 注2 入室時刻までに自分の座席に着席してください。
- 注3 大規模災害等により試験を中止、または試験時間の繰り下げ等を行う場合があります。(情報は逐次ホームページでお知らせします。)

(3) 試験の内容

- ・施工技術検定規則に定める第二次検定の検定科目及び検定基準、これに対応する解答形式は次のとおりです。なお、法令等は令和5年1月1日に有効なものとしします。

受検種別	検定科目	検定基準	知識能力	解答形式
建 築	施工 管理法	1 主任技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	知識	四肢一択 (マークシート)
		2 主任技術者として、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる应用能力を有すること。	能力	記述
		3 主任技術者として、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる应用能力を有すること。		
軀 体	軀体施工 管理法	1 建築一式工事のうち基礎及び軀体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	知識	四肢一択 (マークシート)
		2 基礎及び軀体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の应用能力を有すること。	能力	記述
		3 建築一式工事のうち基礎及び軀体に係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の应用能力を有すること。		
仕 上 げ	仕上施工 管理法	1 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	知識	四肢一択 (マークシート)
		2 仕上げに係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の应用能力を有すること。	能力	記述
		3 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の应用能力を有すること。		

※試験問題の文中に使用される漢字には、ふりがなが付記されます。

(4) 試験地

札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄

○会場確保の都合上、やむを得ず近隣都市等に試験会場を設定する場合がありますのでご了承ください。

○試験会場は、受検票でお知らせします。

15. 受検の心得と注意

受検に必要なものをよく確認してください。

事前に交通機関、経路、所要時間等を確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。

(1) 試験当日の持ち物

《必須なもの》

- ① 受検票
- ② HBで黒の鉛筆またはシャープペンシル
- ③ 消しゴム

《任意なもの》

- ① 腕時計(机の上に置いてよい時計は、時計以外の機能の付いていない腕時計のみ)
※ 試験会場によっては、室内に時計が設置されていない場合や設置されている時計が不正確な場合等がありますので、腕時計を持参することをお勧めします。
- ② 弁当(日曜日のため、試験会場周辺のレストラン等は休業している場合があります。)
- ③ 眼鏡等
※ 補聴器や拡大鏡(眼鏡型ルーペは除く)等を使用する場合には、あらかじめ「受検時特別対応申請書」の提出が必要となります。(P30『身障者等を対象とした受検に際しての特別措置について』を参照)

(2) 試験会場における注意

- ① 試験当日は入室時刻までに来場し、受検票の受検番号によって指定された席につき、受検票を机の上に置いてください。(受検票を忘失した方は、必ず受付で手続きをしてください。なお、手続きの際には、写真の貼付してある身分証明書(運転免許証等)を提示してください。)
- ② 試験中は通信、記録、計算、辞書等の機能がついた電子機器等(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチなど)の使用を禁止します。時計代わりとして使用することも禁止です。電源を切っておいてください。
- ③ 試験中、机の上に置いてよいものは、受検票、筆記具(鉛筆・シャープペンシル・消しゴム)、腕時計のみです。これ以外のもの(筆箱、飲み物など)は、机の上に置かないでください。
- ④ 試験会場内では、試験監督者・係員等の指示に従ってください。
- ⑤ 試験開始後1時間以内及び試験終了前10分間は、退室できません。
- ⑥ 試験会場内は、原則として全面禁煙です。
- ⑦ 自動車・バイク等での来場はお断りします。(試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。)駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は、再入室できません。
- ⑧ 問題用紙は、試験終了時まで在席した者に限り希望者は持ち帰ることができます。
- ⑨ 温度調整のきく服装でご来場ください。

(3) 試験中の禁止行為

- (ア) 受検申請者以外の者が代わりに試験を受けること。
(イ) 試験に関係する内容が記載された書籍、印刷物、メモ等を利用できる状態に置くことや、他の人から答えを教わることをすること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
(ウ) 通信、記録、計算、辞書等の機能がついた電子機器等(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチなど)を使用すること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
(エ) 他の受検者の答案をのぞき見ること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
(オ) 他の受検者に答えを教えたり、禁止行為の手助けをすること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
(カ) 他の受検者の解答の妨げになること。
(キ) 試験場において試験監督者・係員等の指示に従わないこと。
(ク) 受検票、座席票にメモをとること。
(ケ) 試験中に飲食すること(健康上の理由等で事前に許可を得た場合を除く)。

※ 上記(3)の行為を行った場合、退室を命じ失格となる場合があります。また、以下のような措置が取られる可能性があります。

- ・建設業法に基づく最長3年間の受検禁止の処分
- ・刑法第233条その他の法令違反に関する刑事告訴